

医政発 1005 第 1 号  
平成 30 年 10 月 5 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

### 理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインについて

理学療法士及び作業療法士の学校養成施設指定規則については、平成 11 年にカリキュラムの弾力化等の見直しを行って以降、大きな改正は行われなかった。この間、高齢化の進展に伴う医療需要の増大や、地域包括ケアシステムの構築などにより、理学療法士及び作業療法士に求められる役割や知識等が変化し、さらに、学校養成施設の増加によって、臨床実習の在り方の見直し等が求められていた。このような状況を踏まえ、質の高い理学療法士及び作業療法士を育成するため、平成 29 年 6 月から「理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会」を開催し、同年 12 月 25 日に報告書を取りまとめたところである。

これに伴い、別紙のとおり、新たに「理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン」を定めたので、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成施設に対する指導方よろしく願います。

特に臨床実習 1 単位の時間数については、「理学療法士・作業療法士学校養成施設カリキュラム等改善検討会」で行ったアンケート調査において、75%以上の学生等が臨床実習中に「毎日自宅に持ち帰り課題を行っていた」と回答し、「自宅で課題に費やす 1 日あたりの時間数」について 60%以上が「3 時間以上」であったことから、当該ガイドラインにおいて、1 単位を 40 時間以上の実習をもって構成することとし、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含め 45 時間以内としたところである。現行のガイドラインにおいて定められている臨床実習の 1 単位の時間数である「45 時間」についても、臨床実習の時間外に当該臨床実習に必要な書類の作成等を行う時間を含むものであることから、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成施設に対する指導方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

なお、本ガイドラインは、2020 年（平成 32 年）4 月 1 日から（8（4）キについては、2022 年（平成 34 年）4 月 1 日から）適用することとし、「理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインについて」（平成 27 年 3 月 31 日医政発 0331 第 28 号都道府県知事宛本職通知）は、2020 年（平成 32 年）4 月 1 日をもって廃止する。

[別紙]

## 理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン

### 1 設置計画書に関する事項

- (1) 理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設（以下「養成施設」という。）について、都道府県知事の指定を受けようとするときは、その設置者は授業を開始しようとする日の1年前までに様式1による養成施設設置計画書をその設置予定地の都道府県知事に提出すること。
- (2) 養成施設の学生の定員を増加するため、学則の変更について都道府県知事の承認を受けようとする者は、変更を行おうとする日の1年前までに様式2による定員変更計画書を当該養成施設の所在地の都道府県知事に提出すること。

### 2 一般的事項

- (1) 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（以下「指定規則」という。）第4条第1項の指定の申請は、授業を開始しようとする日の6か月前までに、その設置予定地の都道府県知事に提出すること。
- (2) 指定規則第5条第1項の変更の申請は、変更を行おうとする日の6か月前までに、当該養成施設の所在地の都道府県知事に提出すること。
- (3) 養成施設の設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。
- (4) 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。
- (5) 養成施設の経理が他と明確に区分されていること。
- (6) 敷地、校舎は、養成施設の設置者が所有することが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。
- (7) 養成施設は、教員資格及び教育内容等に関して、5年以内ごとに第三者による評価を受け、その結果を公表すること。

### 3 教員に関する事項

- (1) 教員は、一つの養成施設の一つの課程に限り専任教員となるものとする。
- (2) 専任教員は、専ら養成施設における養成に従事するものとする。
- (3) 専任教員は、臨床に携わるなどにより、臨床能力の向上に努めるものとする。
- (4) 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は加重にならないよう10時間を標準とすること。
- (5) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する医師、理学療

法士、作業療法士又はこれと同等以上の学識を有する者であることを原則とすること。

- (6) 養成施設は、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者（実習調整者）として、専任教員から1名以上配置すること。

#### 4 生徒に関する事項

- (1) 学則に定められた学生の定員が守られていること。
- (2) 入学資格の審査及び入学の選考が適正に行われていること。
- (3) 学生の出席状況が確実に把握されており、とくに出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。
- (4) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置が講ぜられていること。

#### 5 授業に関する事項

- (1) 指定規則別表に定める各教育分野は、別添1に掲げる事項を習得させることを目的とした教育内容とすること。
- (2) 指定規則別表第1の2及び別表第2の2に定める選択必修分野の教育内容については専門分野を中心に教授するものとし、その選択に当たってはそれぞれの養成施設の特徴が明らかになるよう特に配慮すること。
- (3) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で定めること。

なお、時間数は、実際に講義、演習等が行われる時間をもって計算すること。

- (4) 臨床実習については、1単位を40時間以上の実習をもって構成することとし、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含め45時間以内とする。

- (5) 教育内容の編成に当たっては、理学療法士養成施設においては101単位以上で、3,120時間以上、作業療法士養成施設においては101単位以上で、3,150時間以上の講義、実習等を行うようにすること。また、これに各養成施設の特徴を出すための独自のカリキュラムを追加することが望ましい。
- (6) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。

また、指定規則別表第1、1の2、2及び2の2の備考2に定める大学、

(オ) 補装具室

(カ) 日常生活活動訓練室

(カ) については、理学療法士養成施設の日常動作訓練室と同様とする。

#### 7 教育上必要な機械器具等に関する事項

(1) 教育上必要な機械器具・標本及び模型は、別添2に掲げる数以上を有すること。

(2) 教育上必要な専門図書（洋書を含む）は1000冊以上とし、このうち理学療法士養成施設においては、理学療法関係図書を、作業療法士養成施設においては作業療法関係図書をそれぞれ20種類を超えて、100冊以上を整備すること。

学術雑誌（外国雑誌を含む）は、20種類以上を整備していること。

#### 8 実習施設に関する事項

(1) 実習指導者は、理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、免許を受けた後5年以上業務に従事した者であり、かつ次のいずれかの講習会を修了した者であること。

- ・ 厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会
- ・ 厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会
- ・ 一般社団法人日本作業療法士協会が実施する臨床実習指導者中級・上級研修

(2) 実習施設における実習人員と当該施設の実習指導者数の対比は2対1程度とすることが望ましいこと。ただし見学実習及び主たる実習施設で行う実習については、この限りではないこと。

(3) 見学実習については、養成施設の教員及び臨床実習指導者の要件を満たしていないが免許を受けた後5年以上業務に従事した者を指導者とすることができる。

(4) 養成施設は、以下の要件を満たす主たる実習施設を置くことが望ましいこと。

ア 養成施設の附属実習施設であること、又は契約により附属実習施設と同等の連携が図られていること。

イ 実習生の更衣室及び休憩室が準備されているとともに、実習効果を高めるため討議室が設けられていること。

ウ 実習生が閲覧可能な専門図書（電子書籍でも可）を有しており、実習生

が学修する環境が整備されていること。

エ 原則として養成施設に近接していること。

オ 理学療法士、作業療法士の継続的な教育が計画的に実施されていること。

カ 複数の症例が経験でき、診療参加型による臨床実習が行われていること。

キ 臨床実習指導者のうち1人は、厚生労働省が指定した専任教員養成講習会を修了した者、又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者であること。

(5) 養成施設は、実習施設として、医療提供施設の他、介護保険施設、老人福祉施設、身体障害者福祉施設、児童福祉施設、指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等を適宜含めるよう努めなければならないこと。

(6) 臨床実習は、原則として、見学実習、評価実習、総合臨床実習をもって構成すること。なお、見学実習は、患者への対応等についての実習を実施する実習、評価実習は、患者の状態等に関する評価を実施する実習、総合臨床実習は、患者の障害像の把握、治療目標及び治療計画の立案、治療実践並びに治療効果判定についての実習とする。

(7) 臨床実習の方法について、評価実習と総合臨床実習については、実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実習指導者の指導・監督の下で行う診療参加型臨床実習が望ましいこと。

(8) 臨床実習の実施にあたっては、臨床実習前の学修と臨床実習が十分連携できるように学修の進捗状況にあわせて適切な時期に行うとともに、多様な疾患を経験できるように計画することが望ましいこと。

(9) 実習施設には実習を行ううえに必要な機械器具を備えていること。

(10) 臨床実習施設の設備として、実習施設は、臨床実習を行うのに必要な設備（休憩室、更衣室、ロッカー、机等）を備えていることが望ましいこと。

## 9 その他

(1) 入学料・授業料・実習費等は適当な額であり、学生又はその父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。

(2) 事務管理を適正、かつ確実に行うものとし、このため原則として専任の事務職員を置くこと。

(3) 指定規則第6条第1項の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。

なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。

別添 1

理学療法士養成施設

	教育内容	単位数	教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	14	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動する能力を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を培う。 患者・利用者等との良好な人間関係の構築を目的に、人間関係論、コミュニケーション論等を学ぶ。
	(小計)	(14)	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12	人体の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解できる能力を培う。
	疾病と傷害の成り立ち及び回復過程の促進	14	健康、疾病及び障害について、その予防と発症・治療、回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力、判断力を養うとともに、高度化する医療ニーズに対応するため栄養学、臨床薬学、画像診断学、救急救命医学等の基礎を学ぶ。
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4	国民の保健医療福祉の推進のために、リハビリテーションの理念（自立支援、就労支援等を含む。）、社会保障論、地域包括ケアシステムを理解し、理学療法士が果たすべき役割、多職種連携について学ぶ。 地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を培う。
(小計)	(30)		
専門分野	基礎理学療法学	6	系統的な理学療法を構築できるよう、理学療法の過程に関して、必要な知識と技能を習得する。
	理学療法管理学	2	医療保険制度、介護保険制度を理解し、職場管理、理学療法教育に必要な能力を培うとともに、職業倫理を高める態度を養う。
	理学療法評価学	6	理学療法評価（画像情報の利用を含む。）についての知識と技術を習得する。
	理学療法治療学	20	保健医療福祉とリハビリテーションの観点から、疾患別、障害別理学療法の適用に関する知識と技術（喀痰等の吸引を

			含む。)を習得し、対象者の自立生活を支援するために必要な課題解決能力を培う。
	地域理学療法学	3	患者及び障害児者、高齢者の地域における生活を支援していくために必要な知識や技術を習得し、課題解決能力を培う。
	臨床実習	20	社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。各障害、各病期、各年齢層を偏りなく対応できる能力を培う。 また、チームの一員として連携の方法を習得し、責任と自覚を培う。
	(小計)	(57)	
	合計	101	